

監査公表第 702 号

定期監査（工事）の結果を受けて京都市長が講じた措置について，地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により通知がありましたので，同項後段の規定により，その内容を次のとおり公表します。

平成 26 年 12 月 26 日

京都市監査委員	小 林 正 明
同	山 岸 隆 行
同	西 村 京 三
同	海 沼 芳 晴

1 平成 25 年度定期監査（工事）（平成 26 年 3 月 28 日監査公表第 691 号）

（環境政策局－1）

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 工事保険等の加入について</p> <p>契約書及び特記仕様書によると，受注者は，工事目的物及び工事材料等を対象に工事保険，火災保険その他の保険に加入し，その証券の写しを速やかに監督職員に提出するものとされている。</p> <p>本工事では，受注者が，義務付けられている工事保険等への加入を履行しないまま工事施工にあたっていたもの。</p> <p>受注者の工事保険等への加入義務の履行について，監督職員による確認を適正に行い，適切な工事施工に努められたい。</p> <p>（京都市東部山間埋立処分地集排水施設工事 施設整備課）</p>

## 講 じ た 措 置

工事保険等の加入について、平成 26 年 6 月 5 日に「平成 25 年度定期監査（工事）指摘事項等に関する担当者会議」を開催し、受注者の工事保険等への加入義務の履行状況を、監督職員が確実に確認を行う等、適正な事務を徹底するよう、土木技術職の担当課長から各担当者に対して指示した。

また、当会議での資料（指摘事項等に基づき作成したマニュアル類及びチェックリスト）のファイルを関係所属（施設整備課、埋立事業管理事務所）に備え、再発防止に活用することとした。

加えて、環境政策局として、指摘事項等を局内各課に周知するため、平成 26 年 4 月 16 日付で各所属長に通知を行うとともに、同年 5 月 12 日に開催した「局内連絡調整会議」において、各所属長に指摘事項を説明し、適切に工事を施工するよう徹底を図った。

指 摘 事 項
<p>イ 維持管理業務委託</p> <p>(ア) 随意契約ガイドラインの運用について</p> <p>京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）によると、価格交渉を行ったときは、契約の決定において交渉の経過の記録を添付することとされているが、交渉記録が残されていないため、価格交渉を行ったことを確認出来ないものがあった。</p> <p>価格交渉にあたっては、ガイドラインに従い、適切に事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（京都市生活環境美化センターし尿前処理施設保守管理業務委託 まち美化推進課）</p>

講 じ た 措 置
<p>本件の指摘を踏まえ、平成 26 年 4 月 7 日の課内補職者会において、随意契約時に価格交渉を行ったときは、ガイドラインに従い、交渉記録を残すよう周知徹底するとともに、契約事務を担当する係員に対しても、ガイドラインを遵守すること及び「随意契約を締結する際のチェックリスト（平成 25 年 9 月、契約課作成）」を参照し、適切な契約事務を徹底するよう指導した。</p> <p>なお、本件に係る平成 26 年度契約においては、価格交渉経過の記録を残している。</p> <p>加えて、環境政策局として、指摘事項等を局内各課に周知するため、平成 26 年 4 月 16 日付で各所属長に対して通知を行うとともに、同年 5 月 12 日に開催した「局内連絡調整会議」において、各所属長に指摘事項を説明し、ガイドラインに基づき、適切な事務を行うよう徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>イ 維持管理業務委託</p> <p>(イ) 再委託の承認について</p> <p>京都市契約事務規則及び業務委託契約書（以下「規則等」という。）によると、受注者が業務の一部を第三者に再委託する場合は、市長の文書による承認が必要とされている。</p> <p>本業務では、業務の一部を第三者に再委託していたが、京都市から承諾書を交付していないものがあった。</p> <p>業務の再委託については、規則等に基づき適切に事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（平成 24 年度京都市東北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託 （その 1） 施設整備課）</p>

講 じ た 措 置
<p>上記については、監査事務の過程で実施される事実確認の際に判明したものであり、今後同様の誤りを生じさせないため、指摘を待つことなく課内で周知徹底を図ったほか、平成 25 年 9 月 12 日の第 5 回適正処理施設部所長会で当該事例を周知し、その後、各所属長から所属職員に対し適正な事務を徹底した。</p> <p>各所属実務担当者に対しては、同月 26 日の第 2 回係長会（部所管の廃棄物処理施設の施設係長等が集まる会議）で事例、再発防止策及びチェックリストによる手続きの確認を周知徹底したほか、平成 26 年 2 月 26 日の第 5 回係長会で委託契約に関する事務の手引きについて、説明会を開催した。</p> <p>加えて、環境政策局として、指摘事項等を局内各課に周知するため、同年 4 月 16 日付で各所属長に通知を行うとともに、同年 5 月 12 日に開催した「局内連絡調整会議」において、各所属長に指摘事項を説明し、適切な事務処理を行うよう徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>イ 維持管理業務委託</p> <p>(ウ) 維持管理委託費用の算出について</p> <p>平成 24 年度の設備保守管理委託に係る共通費の算定において、誤って平成 24 年度版ではなく改訂前の共通費算出表を用いた結果、設計金額が過大となっていたもの。</p> <p>維持管理委託費用の算出については、適正な算定基準に従い、適切に行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(平成 24 年度京都市魚アラリサイクルセンタープラント設備保守管理委託 (その 2) 施設整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>上記については、監査事務の過程で実施される事実確認の際に判明したものであり、今後同様の誤りを生じさせないため、指摘を待つことなく課内で周知徹底を図ったほか、平成 25 年 9 月 12 日の第 5 回適正処理施設部所長会で当該事例を周知し、その後、各所属長から所属職員に対し適正な事務を徹底した。</p> <p>各所属実務担当者に対しては、同月 26 日の第 2 回係長会（部所管の廃棄物処理施設の施設係長等が集まる会議）で事例、再発防止策及びチェックリストによる手続きの確認を周知徹底したほか、平成 26 年 2 月 26 日の第 5 回係長会で委託契約に関する事務の手引きについて、説明会を開催した。</p> <p>加えて、環境政策局として、指摘事項等を局内各課に周知するため、同年 4 月 16 日付で各所属長に通知を行うとともに、同年 5 月 12 日に開催した「局内連絡調整会議」において、各所属長に指摘事項を説明し、適切な事務を行うよう徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 工事の完成を確認するための検査期日について</p> <p>契約書によると、検査職員は、工事の完成の通知を受けた日から起算して 14 日以内に工事の完成を確認するための検査を行うものと定められている。</p> <p>本工事では、工事の完成通知書を受領した日から 14 日以内に検査が行われていなかったもの。</p> <p>工事の完成検査については、契約に定められた期日内に適切に行われたい。</p> <p>(平成 24 年度林道改善事業宇治宇治谷線路肩改修工事 京北農林業振興センター)</p>

講 じ た 措 置
<p>当該指摘事項は職員間の連携不足が原因であったため、平成 26 年 4 月 21 日に開催した所属内会議において、監督員は現場状況の把握や工程管理を適切に行ったうえ、検査について事前に検査職員と日程等の調整を図り、契約書に定められた期日を遵守するよう、所属長から所属職員に対し指示を行った。</p> <p>また、同年 8 月 18 日に開催した農林振興室所課長会においても、各所属に対し、同様の対策を講じるよう研修を行い、周知徹底した。</p>

指 摘 事 項

ア 工事

(ア) 適切な積算単価の採用について

公共建築工事積算基準（以下「積算基準」という。）によると、建築工事の積算に用いる単価については、都市計画局建築工事標準単価表（以下「単価表」という。）に掲載されている場合は、その単価を採用することとされている。

本工事では、ガラス撤去の価格について、単価表に掲載されているにもかかわらず刊行物の単価が採用され、積算が過小となっていたもの。

積算単価については、積算基準を確認のうえ適切に採用し、適正な積算に努められたい。

(京都市立羽束師小学校修繕工事 ただし、北校舎外壁改修その他工事 他5件

企画設計課，整備支援課)

## 講 じ た 措 置

### (企画設計課)

平成 26 年 5 月 29 日に所属長が課内研修を行い、単価表と刊行物を実際に提示しながらそれぞれ適用する場合の具体的な工事内容を説明し、適正な工事設計及び積算に努めるよう、関係職員全員に周知するとともに、現在、設計及び積算中の業務についても、同様の事例がないか確認し、あれば是正するよう指示を行っている。

### (整備支援課)

平成 26 年 6 月 10 日の課補職者会にて所属長から、積算基準に用いる単価を確認して、適切に採用し、適正な積算に努めるよう指示を行った。併せて、関係職員全員に対し、解説資料を基に、ガラス撤去の価格について、単価表を適用する場合と刊行物の単価を適用する場合を説明し、適正な工事設計及び積算に努めるよう指示を行った。

加えて、都市計画局として、今年度から単価表に同単価を適用する場合についての注意書きを追加し、刊行物の単価を適用する場合との違いを明確にした。また、平成 26 年 8 月 5 日に定期監査に関する研修を開催し、適正な積算方法を局内で共有した。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 随意契約ガイドラインの運用について</p> <p>京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）によると、価格交渉を行ったときは、契約の決定において交渉の経過の記録を添付することとされているが、交渉記録が残されていないため、価格交渉を行ったことを確認出来ないものがあった。</p> <p>価格交渉にあたっては、ガイドラインに従い、適切に事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(北大路橋補修工事 左京土木事務所)</p>

講 じ た 措 置
<p>随意契約ガイドラインの運用について、今後、同様の誤りを生じさせないように、平成26年7月17日に所内研修を開催し、ガイドラインを配布のうえ、契約事務に関する指摘事項を確認し、今後は価格交渉の経過の記録を残して適切な事務を行うよう、所属職員に指導を行った。</p> <p>加えて、建設局として、同年6月5日に局内各課に対し指摘事項等の通知を行うとともに、同月27日の「平成26年度建設局技術職員研修」において、建設局内の課長級以下の技術職員全員に指摘事項を説明し、ガイドラインに基づき、契約決定時の価格交渉記録を適切に残すよう周知した。また、同年7月1日にガイドラインの運用を掲載した書面を建設局内の全技術職員に対して配布することで、より一層の徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 工事保険等の加入について</p> <p>契約書及び特記仕様書によると、受注者は、工事目的物及び工事材料等を対象に工事保険、火災保険その他の保険に加入し、その証券の写しを速やかに監督職員に提出するものとされている。</p> <p>本工事では、受注者が、義務付けられている工事保険等への加入を履行しないまま工事施工にあたっていたもの。</p> <p>受注者の工事保険等への加入義務の履行について、監督職員による確認を適正に行い、適切な工事施工に努められたい。</p> <p>(舗装道補修工事 (JR 円町駅前広場他) 西部土木事務所)</p>

講 じ た 措 置
<p>工事保険等の加入について、今後、同様の誤りを生じさせることなく、適正に監督業務を行うため、平成 26 年 7 月 15 日に所内研修を実施し、工事請負契約書及び工事設計図書作成マニュアルを配付のうえ、所属長から所属職員に当該指摘事項を周知し徹底を図った。</p> <p>加えて、建設局として、同年 6 月 5 日に局内各課に対し指摘事項等の通知を行うとともに、同月 27 日の「平成 26 年度建設局技術職員研修」において、建設局内の課長級以下の技術職員全員に指摘事項の説明を行い、契約書に基づき、工事保険等の契約を確認するよう周知した。また、同年 7 月 1 日に契約書の該当条項を掲載した書面を建設局内の全技術職員に対して配布することで、より一層の徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ウ) 安全管理について</p> <p>a 建設工事公衆災害防止対策要綱によると、「掘削の深さが 1.5 メートルを超える場合には、原則として、土留工を施すものとする。」とある。</p> <p>本工事は、深さが 1.5 メートルを超える掘削作業があるにもかかわらず、設計において安全対策が見込まれておらず、施工においても土留め等の安全確保の措置がとられていなかったもの。</p> <p>安全管理について、設計において配慮するとともに、施工にあたっては、安全管理が徹底されるよう指導に努められたい。</p> <p>(道路照明灯設置 (その1) 工事 (油小路通他) ほか 伏見土木事務所, 道路環境整備課)</p>

## 講 じ た 措 置

(伏見土木事務所)

安全管理について、今後、同様の誤りを生じさせないように、平成 26 年 6 月 24 日に所内補職者会を開催し、深さ 1.5 メートルを超える掘削作業の設計上、現場状況（作業ヤード）の制約等により土質に見合った安定勾配での掘削ができない場合は、土留工の設計を検討するとともに、請負者に対して掘削時等の危険性、安全管理の必要性を指導するよう周知し、その内容を各補職者から係員に伝達した。

(道路環境整備課)

平成 26 年 6 月 17 日に課内補職者会を開催し、建設工事公衆災害防止対策要綱を配布したうえで、指摘事項を説明し、その内容を各補職者から係員に伝達した。併せて、同日付け課長通知「平成 25 年度定期監査における指摘事項等について（通知）」により、今後、設計図書の作成に当たっては安全管理に十分に配慮し、施工に当たっては安全管理が徹底されるよう、これまで以上に指導するよう周知した。

加えて、建設局として、同年 6 月 5 日に局内各課に対し指摘事項等を通知するとともに、同月 27 日の「平成 26 年度建設局技術職員研修」において、建設局内の課長級以下の技術職員全員に指摘事項を説明し、土木工事安全施工技術指針に基づき、工事の安全確保措置を指導するよう周知した。また、同年 7 月 1 日に技術指針の該当条項を掲載した書面を建設局内の全技術職員に対して配布し、より一層の徹底を図った。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ウ) 安全管理について</p> <p>b 土木工事安全施工技術指針によると、「移動式クレーン作業中は、吊り荷の直下のほか吊り荷の移動範囲内で、吊り荷の落下による危険のある場所への人の立入りを禁止すること。」とある。</p> <p>本工事において、吊り荷誘導の作業員が、基礎用掘削孔の中の逃げ場のない吊り荷の直下に位置する危険な作業が行われていたもの。</p> <p>施工にあたっては、安全管理が徹底されるよう指導に努められたい。</p> <p>(道路照明灯設置(その1)工事(油小路通他) 伏見土木事務所)</p>

講 じ た 措 置
<p>安全管理について、今後、同様の誤りを生じさせないように、平成26年6月24日に所内補職者会を開催し、所長から補職者に対して、移動式クレーンによる吊り荷作業において、吊り荷の落下による危険のある場所へ人が立入ることの危険性を周知するとともに、請負者の安全管理指導を徹底するよう周知し、その内容を各補職者から係員に伝達した。</p> <p>加えて、建設局として、同年6月5日に局内各課に対し指摘事項等を通知するとともに、同月27日の「平成26年度建設局技術職員研修」において、建設局内の課長級以下の技術職員全員に指摘事項を説明し、土木工事安全施工技術指針に基づき、工事の安全確保措置を指導するよう周知した。また、同年7月1日に技術指針の該当条項を掲載した書面を建設局内の全技術職員に対して配布し、より一層の徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(ア) 監督員及び検査員の配置について</p> <p>土木設計業務等委託監督・検査要綱（以下「要綱」という。）によると、「監督員と検査員を兼務してはならない。監督員と検査員を定める場合は、監督員が検査員の職務を兼務することのないように監督員を定めるものとする。」とある。</p> <p>本業務では、平成 21 年度と平成 22 年度で担当割を変更したことから、契約当初、当該業務の総括監督員であった課長が、変更後、同じ業務の検査員として履行確認を行っていた。</p> <p>監督員及び検査員について、要綱に基づき、同一業務について監督員が検査員を兼務することのないよう定められたい。</p> <p style="text-align: right;">（測量・設計業務委託（下鴨京都停車場線他） 道路環境整備課）</p>

講 じ た 措 置
<p>監督員及び検査員の配置について、今後、同様の誤りを生じさせないように、平成 26 年 6 月 17 日に課内補職者会を開催し、課長が土木設計業務等委託監督・検査要綱を配布したうえで、指摘事項の説明を行った。併せて、同日付け課長通知「平成 25 年度定期監査における指摘事項等について（通知）」により、今後、履行確認を行うに当たっては、要綱を遵守し、同一業務について監督員が検査員を兼務することのないように、十分確認したうえで適正な履行確認を行うよう、所属職員にも周知徹底した。</p> <p>加えて、建設局として、平成 26 年 6 月 5 日に局内各課に対し指摘事項等の通知を行うとともに、同月 27 日の「平成 26 年度建設局技術職員研修」において、建設局内の課長級以下の技術職員全員に指摘事項を説明し、同検査要綱及び京都市契約事務規則に基づき、同一業務について監督員が検査員を兼務しないよう徹底した。また、同年 7 月 1 日に同検査要綱及び同事務規則の該当条項を掲載した書面を建設局内の全技術職員に対して配布し、より一層の徹底を図った。</p>